

令和6年3月1日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

目 次

ページ

1	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく健康医療局所管条例の見直し結果について	1
2	「神奈川県感染症予防計画」の改定案について	9
3	「第8次神奈川県保健医療計画」の策定について.....	13
4	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学第二期中期計画案について...	20
5	「神奈川県医療費適正化計画」の改定案について.....	23
6	「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定案について.....	29
7	「かながわ健康プラン21」の改定案について	32
8	「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」の改定案について...	36
9	「神奈川県がん対策推進計画」の改定案について.....	41
10	「神奈川県循環器病対策推進計画」の改定案について.....	47
11	「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の改定案について...	52
12	「神奈川県水道ビジョン」の改定案について	57
13	平塚合同庁舎への平塚保健福祉事務所の入庁について.....	62

1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく健康医療局所管条例の見直し結果について

神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき、原則、5年を経過するごとに条例を見直すこととしており、今回、次の7条例について、見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

条例の見直し結果

	条例名	見直し結果
(1)	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
(2)	化製場等に関する法律施行条例	
(3)	小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	
(4)	と畜場法施行条例	
(5)	神奈川県がん克服条例	
(6)	医療法施行条例	
(7)	住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例	

条例見直し調書

作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
------	-------	---------	--------

条例名	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例		
条例番号	昭和54年神奈川県条例第35号	法規集	第8編第6章第3節
所管室課	健康医療局生活衛生部生活衛生課		
条例の概要	動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に資するために、動愛法に基づく事項その他の動物愛護管理に関する事項を定めているものであることから、必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、動物飼養者の遵守事項等を定めて必要な指導を行うとともに、県民に対する危害の発生防止のため、野犬等の收容、緊急時の措置等を実施し、近年問題となっている、犬や猫の多頭飼育崩壊や多頭飼育に起因する騒音、悪臭など近隣の生活環境への悪化などに対応するなど、県民の動物愛護の気風の高揚及び動物の適正管理を推進するために有効に機能している。	
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定めた飼養者の遵守事項、野犬等の收容、緊急時の措置等は、動物愛護管理行政を進める上で必要最低限の規制であり、効率的である。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわランドデザイン」の政策分野「安全・安心」に位置付けられており、県の基本方針に適合している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	動愛法に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。	
その他			
見直し結果	<p>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	理 由 等	<p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	化製場等に関する法律施行条例				
条 例 番 号	昭和59年神奈川県条例第26号	法規集	第8編第6章第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）の規定に基づき、化製場の構造設備の基準を定めるとともに、施設設置等の許可に係る手数料を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	化製場法第4条等の規定に基づき、化製場*1、死亡獣畜取扱場*2等に関し、その構造設備の基準や衛生上必要な措置等を定めるものであることから、必要な条例である。			*1 牛、馬、豚、めん羊及び山羊の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設 *2 死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設又は区域
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定めた構造設備の基準に基づき、施設の設置を許可するとともに、衛生上必要な措置が適正に行われているか監視・指導することにより、県民の公衆衛生の向上に有効に機能している。			許可施設数（令和4年度） 化製場 0 死亡獣畜取扱場 0 準用施設 1 畜舎等 20
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定めた構造設備の基準や衛生上必要な措置等は、明確かつ公衆衛生上必要なものに限定して定められており、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	獣畜の肉、皮、骨、臓器等や死亡獣畜の適正処理等のために必要な施設基準等を定めることにより、「かながわブランドデザイン」の政策分野「安全・安心」に寄与するものであり、県の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	化製場法の規定に基づき、施設の構造設備の基準等を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度																		
条 例 名	小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例																						
条 例 番 号	平成7年神奈川県条例第7号	法 規 集	第8編第6章第1節																				
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課																						
条 例 の 概 要	水道法で規制されていない小規模水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水又は表流水を水源とし、居住に必要な水を供給する水道）及び小規模貯水槽水道（水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有する水道）の管理等について必要な事項を定めている。																						
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考																		
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	水道法で規制されていない小規模水道及び小規模貯水槽水道について、安全で衛生的な飲料水を確保するため本条例は必要である。																					
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、小規模水道及び小規模貯水槽水道について水道法に準じた規制を行っており、飲料水の水質の安全性を確保する効果がある。			施設数（県所管域） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>小規模水道</th> <th>小規模貯水槽水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>18</td> <td>583</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>18</td> <td>584</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>20</td> <td>582</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>19</td> <td>575</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>18</td> <td>572</td> </tr> </tbody> </table>	年度	小規模水道	小規模貯水槽水道	R4	18	583	R3	18	584	R2	20	582	R1	19	575	H30	18	572
	年度	小規模水道	小規模貯水槽水道																				
	R4	18	583																				
	R3	18	584																				
	R2	20	582																				
R1	19	575																					
H30	18	572																					
効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例は、飲料水の水質の安全性を確保するため、他の法令等に基づく規制等の対象とされていない「居住の用に供する施設」について、水道法に準じて規制を行うものであり、その内容は、明確かつ限定的であり、効率的である。																						
基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	小規模水道等の衛生管理については、「神奈川県水道ビジョン」の取組の方向性「安全な水の供給」に位置付けられており、県の基本方針に適合している。																						
適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、水道法で規制対象としていない小規模水道及び小規模貯水槽水道に対して規制等を行うものであり、水道法に抵触するものではない。 また、規制等の内容は水道法に準じた合理的なものであり、適法である。																						
その他																							
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。																			

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	と畜場法施行条例				
条 例 番 号	平成15年神奈川県条例第7号	法規集	第8編第6章第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	と畜場法施行令第1条第11号の規定に基づき、食用に供するために行う獣畜の適正な処理の確保のため、公衆衛生の見地から必要とされると畜場の構造設備の基準等に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、と畜場法施行令第1条で定めていると畜場の構造設備基準のほか、食肉等の安全性の確保及び食肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、より詳細な構造設備基準が必要であり、同条第11号に基づきその基準を定めるものとして必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定めた構造設備の基準は、と畜場法の趣旨を遵守し、と畜場における獣畜の処理の適正を確保するために有効である。			と畜検査頭数 牛 豚 R4 3,694 427,921 R3 3,975 446,083 R2 3,960 456,057
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例において規定している構造設備基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複することなく、効率的な内容である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の政策分野「安全・安心」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	と畜場法施行令に基づき、と畜場の構造設備基準を定めており、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	神奈川県がん克服条例				
条 例 番 号	平成20年神奈川県条例第25号	法 規 集	第8編第7章第2節		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課				
条 例 の 概 要	<p>本条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策基本法の趣旨を踏まえ、がん克服を目指したがん対策に関し、県、保健医療関係者及び県民の責務を明らかにし、がんの予防、早期発見の推進等について定めている。</p> <p>また、同法の規定による県がん対策推進計画（以下「県計画」という。）の実効性を確保し、総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的としている。</p>				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	がんは、依然として県民の疾病による死亡の最大の原因であり、県民の生命及び健康にとって重大な問題であることから、県計画を補強、補完し、総合的ながん対策を県民とともに恒久的に推進することを目的とする本条例は、引き続き必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づく施策の実施や周知啓発により、がん検診受診率の向上など、総合的ながん対策という目的において一定の効果が上がっている。 本条例は、令和5年度中に改定予定である県計画にも対応しており、有効に機能していると考えられる。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例では、がん対策について、県等の責務を明らかにした上で、国、市町村、医療関係団体、がん患者等で構成される団体等が連携を図りながら実施するものとされており、総合的ながん対策が、効果的・効率的に推進される内容となっている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	「神奈川県保健医療計画」や「かながわ健康プラン21」等の県が策定している他の計画等との調和を図り策定されている県計画において、がん対策を総合的に推進することが位置付けられており、本条例は、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、がん対策基本法の規定により策定された県計画の実効性を確保し、総合的ながん対策を推進するものであり、憲法や法令に抵触するものではない。			
その他					
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	医療法施行条例				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第4号	法 規 集	第8編第2章第1節の2		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部医療課				
条 例 の 概 要	この条例は、医療法の規定に基づき、病院及び診療所の既存病床数等の補正等に関する基準や病院の人員及び施設等に関する基準等を定め、法の施行に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	医療法の規定により条例に定めることとされている既存病床数等の補正等に関する基準や病院の人員及び施設等に関する基準等を定めているものであり、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	条例に定める既存病床数等の補正等に関する基準や病院の人員及び施設等に関する基準については、県内の病院等の病床整備や運営の基準として有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める基準等は、明確かつ限定的なものであり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、地域医療提供体制の整備等に資するものであり、「かながわグランドデザイン」等の県が策定している他の計画等との整合を図り策定されている「県保健医療計画」に位置付けられており、県の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	医療法の規定により条例委任された基準等を定めている条例であり、その内容は、基準等を定めるために必要かつ合理的な範囲内であることから、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例				
条 例 番 号	平成30年神奈川県条例第26号	法規集	第8編第6章第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関すること				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	住宅宿泊事業法の規定により条例に定めることとされている住宅宿泊事業（住宅を活用した民泊サービス）の実施の制限は、地域と調和や生活環境の悪化を防ぐ点で必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に定める住宅宿泊事業の実施の制限については、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他事象による生活環境の悪化を防止するための条例として有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める基準等は、明確かつ限定的なものであり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の政策分野「安全・安心」及び「県土・まちづくり」に寄与するものであり、県の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	住宅宿泊事業法の規定により住宅宿泊事業の実施の制限を定めている条例であり、その内容は、基準等を定めるために必要かつ合理的な範囲内であることから、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

2 「神奈川県感染症予防計画」の改定案について

平成 29 年 3 月に改定した「神奈川県感染症予防計画」について、令和 5 年 5 月 26 日に国の基本指針が改正されたことを踏まえ、令和 6 年 3 月に改定を予定しており、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- | | |
|------------|---|
| 令和 5 年 7 月 | 第 2 回神奈川県感染症対策協議会で計画改定を説明 |
| 8 月 | 第 3 回神奈川県感染症対策協議会で数値目標案及び改定計画骨子案を議論 |
| 9 月 | 第 3 回定例会厚生常任委員会に改定計画骨子案を報告 |
| 10 月 | 第 5 回神奈川県感染症対策協議会で改定計画素案作成に向けた記載事項の整理について議論 |
| 11 月 | 第 6 回神奈川県感染症対策協議会で改定計画素案を議論 |
| 12 月 | 第 3 回定例会厚生常任委員会に改定素案報告 |
| 令和 6 年 2 月 | 第 7 回神奈川県感染症対策協議会で改定計画案を議論 |

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

令和 5 年 5 月 26 日に国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が改正されたことを踏まえ、「神奈川県感染症予防計画」を改定する。

イ 計画の性格

感染症法第 10 条第 1 項の規定により、感染症の予防のための施策の実施に関し、基本指針に即して都道府県等が策定する計画。

ウ 計画期間

基本指針では、少なくとも 6 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは変更していくとされていることから、本計画もそれに沿った対応を行う。

エ 計画改定のポイント

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、医療提供体制、検査体制及び宿泊療養体制等に関する数値目標を設定する。
- ・ 数値目標を担保するため、関係医療機関等と協定を締結する。
- ・ 都道府県連携協議会を設置し、同協議会の結果を踏まえて計画を改定する。

- ・ 保健所設置市においても、新たに同計画を策定することから、県の計画の改定に当たり連携を図る。

(3) 改定案の概要

ア はじめに

イ 感染症対策の推進の基本的な考え方

ウ 本編

- (ア) 感染症の発生の予防に関する事項
- (イ) 感染症のまん延防止に関する事項
- (ウ) 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- (エ) 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- (オ) 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- (カ) 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- (キ) 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- (ク) 宿泊施設の確保に関する事項
- (ケ) 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- (コ) 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項
- (サ) 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項
- (シ) 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項
- (ス) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質向上に関する事項
- (セ) 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- (ソ) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項
- (タ) 感染症対策における関係機関及び関係団体との連携
- (チ) その他感染症の予防の推進に関する重要事項

エー1 特定の感染症対策 — 結核

- (ア) 本県における結核の現状
- (イ) 原因の究明

- (ウ) 保健所の機能強化
- (エ) 発生の予防及びまん延の防止
- (オ) 医療の提供
- (カ) 施設内（院内）感染の防止
- (キ) 研究開発の推進
- (ク) 人材の養成
- (ケ) 普及啓発及び人権の尊重
- (コ) 具体的な目標

エー２ 特定の感染症対策 — その他の感染症

オ 資料編

カ 用語の解説

(4) 計画素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和5年12月20日～令和6年1月19日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 5件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 感染症に関する情報の収集、情報提供等に関すること	1
b 関係機関及び関係団体との連携に関すること	2
c 感染症のまん延防止に関すること	2
計	5件

オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	1
(イ) ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています。	2
(ウ) 今後の施策運営の参考とします。	2
(エ) 反映できません。	0
(オ) その他（感想・質問等）	0
計	5件

カ 主な意見

- (ア) 新たな計画案に反映した意見
 - ・ 新型コロナウイルス感染症では後遺症の発症者が多かったので、後遺症の性状や対策等も考慮してほしい。
- (イ) 新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見
 - ・ 学校施設における感染予防が、地域での感染拡大防止において重要である。
- (ウ) 今後の施策運営の参考とする意見
 - ・ 新型コロナウイルス感染症等への感染予防効果が認められている対策の推奨について具体的に記載してはどうか。

(5) パブリック・コメントをはじめ感染症対策協議会や関係団体からの意見を踏まえたこれまでの主な変更点等

- ・ 医療機関と行政が連携できる仕組みを早期に整えるため、関係団体や医療機関等との情報共有と協議を行う場を早期に立ち上げることを明記した。
- ・ 収集に努める情報をより具体的に記載することとし、感染症の病原体や伝播様式、感染力、予防対策、罹患した場合や罹患後に生じ得る様々な症状等について情報収集に努めることを追記した。
- ・ 公立・公的医療機関等は、その機能や役割を踏まえ、特に新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の流行初期から病床を確保することを明記した。
- ・ 臨時の医療施設等の設置について迅速に対応できるよう、平時から候補地や協力機関の情報収集に努めることを明記した。
- ・ 効率的・効果的に宿泊施設の体制を整備するため、県が県全域での宿泊施設の確保を行うことを明記した。
- ・ 患者及び医療関係者やその家族等、さらには医療機関への差別や偏見の排除のため、ホームページ等の作成、各種研修の実施及び相談機能の充実に努めることを明記した。
- ・ 感染症の予防についての正しい知識に加えて、感染症罹患時の対応や、罹患後症状が発生する場合における対応について情報提供に努めることを追記した。
- ・ 県民に対する予防計画の理解促進のため、概要版を作成した。

(6) 今後のスケジュール

令和6年3月 計画の改定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料1 神奈川県感染症予防計画【概要版】(案)
- ・ 参考資料2 神奈川県感染症予防計画(案)

3 「第8次神奈川県保健医療計画」の策定について

平成30年3月に策定した「第7次神奈川県保健医療計画（平成30年度～令和5年度）」について、計画期間が満了することから、令和6年度を初年度とする新たな計画を策定することとし、今般、計画の案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和5年5月 第1回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
- 6月 第2回定例会厚生常任委員会に計画骨子案を報告
- 7月 第2回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
- 8月 県内8区域で第1回地域医療構想調整会議を開催
- 9月 第3回定例会厚生常任委員会に素案たたき台を報告
- 10月 第3回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
県内8区域で第2回地域医療構想調整会議を開催
第1回神奈川県医療審議会へ中間報告
- 11月 第4回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
- 12月 第5回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
第3回定例会厚生常任委員会に素案を報告
素案に対するパブリック・コメントを実施（～1月）
- 令和6年1月 県内8区域で第3回地域医療構想調整会議を開催
- 2月 第6回神奈川県保健医療計画推進会議を開催

(2) 第8次計画策定の概要

ア 策定の趣旨

医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の実情に即した効率的で質の高い保健医療提供体制を整備するため、第8次の計画を策定する。

イ 計画の性格

医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするものである。

ウ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

(3) 案の概要

ア 総論

- (ア) 基本的事項
 - a 計画策定の趣旨
 - b 計画の性格
 - c 第7次計画の評価
 - d 計画の基本理念及び基本目標
 - e 計画期間
 - f 関連する計画等
- (イ) 神奈川県の実況の保健医療の現状
 - a 人口
 - b 生活習慣病等の状況
 - c 受療状況
 - d 医療施設・保健医療従事者の状況
 - e 計画推進に向けた関係者の役割
- (ウ) 保健医療圏と基準病床数
 - a 保健医療圏
 - b 基準病床数
 - c 医療と介護の一体的な体制整備

イ 各論

- (ア) 事業別の医療体制の整備・充実
 - a 総合的な救急医療
 - b 精神科救急
 - c 災害時医療
 - d 周産期医療
 - e 小児医療
 - f 新興感染症
- (イ) 疾患別の医療連携体制の構築
 - a がん
 - b 脳卒中
 - c 心筋梗塞等の心血管疾患
 - d 糖尿病
 - e 精神疾患
- (ウ) 未病対策等の推進
 - a 未病を改善する取組の推進
 - b こころの未病対策

- c 歯科保健対策
- d ICTを活用した健康管理の推進
- e 健康・医療・福祉分野において社会システムや技術の革新を起
こすことができる人材の育成
- (エ) 地域包括ケアシステムの推進
 - a 在宅医療
 - b 高齢者対策
 - c 障がい者対策
 - d 母子保健対策
 - e 難病対策
 - f 地域リハビリテーション
- (オ) 医療従事者の確保・養成
 - a 医師
 - b 外来医療に係る医療体制の確保
 - c 看護職員
 - d 歯科医師、薬剤師、その他の医療・介護従事者
- (カ) 総合的な医療安全対策の推進
- (キ) 県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備
 - a 医療・薬局機能情報の提供、医療に関する選択支援
 - b 地域医療支援病院の整備
 - c 公的病院等の役割
 - d 歯科医療機関の役割
 - e 訪問看護ステーションの役割
 - f かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の
普及
 - g 病病連携及び病診連携
 - h 最先端医療・技術の実用化促進
 - i 医療DXの推進
- (ク) 個別の疾病対策等
 - a 認知症施策
 - b 健康危機管理対策
 - c 感染症対策
 - d 肝炎対策
 - e アレルギー疾患対策
 - f 血液確保対策と適正使用対策
 - g 臓器移植・骨髄等移植対策

ウ 地域医療構想

エ 計画の推進

- (ア) 計画の推進体制等
 - a 計画策定の検討経緯
 - b 計画の推進体制
 - c 計画の進行管理

オ 別冊

- (ア) 人口、医療資源等
- (イ) 周産期医療における現状と連携体制

(4) 第8次計画策定のポイント

ア 策定の視点

- (ア) 新興感染症対策
国の医療計画策定指針により、第8次計画から新たに事業として位置づけられることとなった「新興感染症」を項目として追加する。
- (イ) 医療DXの推進
医師の働き方改革や生産年齢人口の減少により、今後は限られた医療資源を効率的・効果的に活用していく必要があることから「ICT、デジタル技術の活用」を推進していくこととし、「医療DXの推進」を項目として新たに追加する。
- (ウ) ロジックモデルの導入
計画策定後の進捗管理をより適切に行うため、達成すべき目標と取り組むべき施策の関連性を体系的に整理した「ロジックモデル」を新たに導入する。

イ 保健医療圏と基準病床数

- (ア) 二次保健医療圏
二次保健医療圏の設定について、神奈川県保健医療計画推進会議及び各地域医療構想調整会議において議論し、第8次計画においても現行の9圏域を継続する。
- (イ) 基準病床数
第8次計画期間中の基準病床数について、各地域の医療関係者等と協議の上、次のとおり設定する。

療養病床・一般病床（案）

二次保健医療圏	基準病床数A	【参考】既存病床数B (R5.4.1現在)	【参考】過不足 病床数B-A
横浜	25,209	23,608	▲1,601
川崎北部	4,279	4,115	▲164
川崎南部	3,658	4,776	1,118
相模原	6,389	6,302	▲87
横須賀・三浦	5,238	5,098	▲140
湘南東部	4,726	4,417	▲309
湘南西部	4,360	4,638	278
県央	5,229	5,333	104
県西	2,678	3,092	414
合計(9圏域)	61,766	61,379	▲387

※ 病床整備は、基準病床数を上限として、毎年度の地域医療構想調整会議において病床配分数やその他の要件等について協議を行い、決定する。

なお、横浜地域及び湘南東部地域については、基準病床数の範囲内で整備の目標数を設定し、計画的な病床整備に取り組むこととしている。

精神病床（案）

区域	基準病床数A	【参考】既存病床数B (R5.4.1現在)	【参考】過不足 病床数B-A
県全域	12,080	13,369	1,289

感染症病床（案）

区域	基準病床数A	【参考】既存病床数B (R5.4.1現在)	【参考】過不足 病床数B-A
県全域	62	74	12

結核病床（案）

区域	基準病床数A	【参考】既存病床数B (R5.4.1現在)	【参考】過不足 病床数B-A
県全域	124	146	22

ウ 医師の働き方改革

令和6年4月から施行される「医師の働き方改革」について、県議会、神奈川県保健医療計画推進会議及び分野ごとに設置した各種会議等からの意見を踏まえ、主に「関係者の役割」「救急への影響」「医師の確保」の3つの観点から、記載の追加・見直しを行った。

(5) 素案からの主な変更点

- 「第1部第3章第2節 基準病床数」について、二次保健医療圏ごとの基準病床数（案）を記載した。

- ・ パブリック・コメントで新たに寄せられた意見を可能な限り各節に反映した。
- ・ 新たに「第5部 別冊」として、人口や医療資源等のデータを巻末に掲載した。

(6) 計画素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和5年12月20日～令和6年1月19日

イ 意見募集方法

県ホームページ、県のたよりへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 97件 (個人7人、団体13団体)

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 計画全体に関すること	2
b 6事業5疾病に関すること	32
c 在宅医療及び地域包括ケアシステムに関すること	20
d 保健医療従事者等の養成・確保に関すること	9
e その他	34
計	97件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
a 新たな計画案に反映しました	42
b 新たな計画案に反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます	28
c 今後の施策運営の参考とします	24
d 反映できません	0
e その他 (感想や質問等)	3
計	97件

(エ) 主な意見

a 新たな計画案に反映した意見

- ・ 被災都道府県庁の保健医療福祉調整本部及び保健所が担う指揮・総合調整機能等を支援する災害時健康危機管理支援チーム「DHEAT」について記載してほしい。
- ・ 在宅療養高齢者が必要な口腔ケア・歯科治療を受ける機会を

増やすための取組を進める必要がある。

- ・ 看護師確保と同様に、看護チームの一員である看護補助者の採用や定着に向けた取組についても記載してほしい。
- b 新たな計画案に反映していないが、既に取り組んでいる意見
 - ・ リハビリテーション従事者も専門相談の研修対象者に位置づけ、生活相談に関わる者としても積極的に活用してほしい。
 - ・ 総合的な医療安全対策の推進として、治療対象外となる患者の不安や不満に対する相談窓口の拡充や広報に関する取組を進めてほしい。
- c 今後の施策運営の参考とする意見
 - ・ 外来医療の医療提供体制整備に向けて、医療資源の偏在はどのように対策をするのか。
 - ・ 電子処方箋が担う医療情報の共有は医療DXの中核であるため、県内全ての医療機関で電子処方箋の発行率を高めてほしい。
- d その他（感想や質問等）
 - ・ 地域医療支援病院によるかかりつけ医への支援について、しっかりと取組を進めてほしい。

(7) 今後のスケジュール

令和6年3月 第2回神奈川県医療審議会への諮問
計画の策定、公表

<別添参考資料>

- ・ 参考資料3 第8次神奈川県保健医療計画【概要版】（案）
- ・ 参考資料4 神奈川県保健医療計画（案）（第8次 令和6年度～令和11年度）

4 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学第二期中期計画案について

県は令和6年度を初年度とする「公立大学法人神奈川県立保健福祉大学(以下「大学」という。)第二期中期目標」を策定し、令和5年12月、大学に対して指示したところであるが、これに伴い、今般、大学が当該目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)の案を作成したので報告する。

(1) 第二期中期計画の概要

ア 作成の趣旨

次期中期目標により、県は大学に対して、引き続き、自主・自律的な大学運営のもと、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、当該分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成し、その成果を社会に還元し、県民の健康と生活の向上に寄与するよう指示したところであるが、これを受けて、大学は当該目標を達成するための中期計画を作成する。

イ 計画期間

中期目標と同じく、令和6年度から令和11年度の6年間とする。

ウ 計画の位置付け

- ・ 地方独立行政法人法第26条に基づき、県から中期目標の指示を受けた大学が、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、知事の認可を受けるもの。
- ・ 中期計画の認可にあたっては、あらかじめ地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(2) 第二期中期計画策定の基本的な考え方

社会状況が大きく変化する中、大学の掲げる基本理念及びミッションに基づき、法改正の内容等も踏まえて作成する。

ア 大学運営を取り巻く社会状況の変化

- ・ 急速な高齢化の進展や少子化などに伴う社会システムの変化、持続可能な社会づくりに向けたSDGsの推進、保健・医療・福祉に関わるサービスの高度化・複雑化、さらには感染症への対応など、大学運営を取り巻く環境は大きく変化している。
- ・ 18歳人口の減少に伴う大学間競争の中で、大学には、持続可能性に配慮しつつ、社会の変化に柔軟に対応できる人材や、新たな社会の価値を創り出すことのできる人材を輩出していくことが求められている。

イ 課題への対応

横須賀・川崎・横浜の3つのキャンパスがそれぞれの機能を活かしながら連携を強化し、県立大学として県民に貢献する役割を積極的に果たしていく必要がある。

(ア) 横須賀キャンパス

ヒューマンサービスというミッションをもったリーダーやコーディネーターとなる専門人材の養成を基本に、ヒューマンサービスに関わる様々な課題を解決するための研究を充実・発展させていく。

(イ) 川崎キャンパス

神奈川県や関係機関等との連携により、保健・医療・福祉に関連した社会システムのイノベーションを担う高度な専門人材の育成や社会課題を解決するための研究に一層の力を注いでいく。

(ウ) 横浜キャンパス

専門性を高めるとともに、時代の変化に的確に対応した継続的なリスキリングの場を提供し、保健・医療・福祉人材の実践力をさらに強化する機能を高めていく。

ウ 指標の設定

第13次地方分権一括法により地方独立行政法人法の一部が改正され、公立大学法人においては、年度計画及び年度評価を廃止し、代わって、中期計画に「中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標」を追加する。(令和6年度から開始する中期目標・中期計画に適用)

(3) 第二期中期計画（案）の概要

ア 前文

- ・ 第一期中期計画期間の評価・課題
- ・ 第二期中期計画の方向性

イ 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(ア) 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

a 人材の育成に関する取組み

- (a) 専門力と総合力を備えた保健・医療・福祉人材の育成（学部）
- (b) 保健・医療・福祉分野における質の高い専門人材の育成（保健福祉学研究科）
- (c) 新たな価値を創造するイノベーション人材の育成（ヘルスイノベーション研究科）
- (d) 専門人材のさらなる能力高度化とリスキリングを支えるフィールドの構築（横浜キャンパス）

b 教育内容等

「学修者目線」への転換による学修者本位の教育の推進

c 教育の実施体制の整備

ひとの力を高める教育基盤づくり

d 学生の受入れ

意欲ある学生の確保

(イ) 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

- a 充実した学生生活に向けた支援
- b 社会への適応力を育て、新たな活躍分野を拓くキャリア支援
- c 国際的な学生交流の推進
- (f) 研究に関する目標を達成するためとるべき措置
 - a 保健・医療・福祉等の分野における研究活動の推進
 - b 県・市町村の課題解決につながる研究の推進
- (g) 社会貢献に関する目標を達成するためとるべき措置
 - a 地域貢献
 - 地域における「知と人材の拠点」としての価値創造
 - b 産学官連携・国際協働
 - (a) 企業等と連携した県民の課題解決
 - (b) 国際的なネットワークの強化

ウ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (f) 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 社会の変化に的確に対応できるガバナンス力の強化
- (g) 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - a 柔軟で弾力的な人事制度と適切な人材活用
 - b 事務の効率化と職員の能力向上

エ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

外部資金の獲得と自己収入の確保

オ 予算、収支計画及び資金計画

カ 短期借入金の限度額

キ 剰余金の使途

ク その他業務運営に関する重要な目標を達成するための措置

教育研究をめぐる環境の整備

ケ 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

適切な点検・評価と大学運営の透明性の確保

(4) 今後のスケジュール

令和6年2月	大学から県に対し第二期中期計画の認可申請
3月	知事が第二期中期計画を認可
4月	第二期中期目標期間開始

<別添参考資料>

- ・参考資料5 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学第二期中期計画（案）
- ・参考資料6 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学第二期中期目標と中期計画（案）対比

5 「神奈川県医療費適正化計画」の改定案について

平成30年3月に策定した「神奈川県医療費適正化計画（第三期）」（平成30年度～令和5年度）について、計画期間が満了することから、令和6年3月に改定を予定しており、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和5年6月	第1回神奈川県医療費検討委員会開催
8月	第2回神奈川県医療費検討委員会開催（骨子案）
9月	第3回定例会厚生常任委員会に改定計画骨子案報告
10月	市町村等関係機関に改定計画骨子案意見照会
11月	第3回神奈川県医療費検討委員会開催（素案）
12月	第3回定例会厚生常任委員会に改定素案報告
令和5年12月 ～令和6年1月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
令和6年2月	神奈川県保険者協議会及び市町村へ法定協議

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

75歳以上人口の急速な増加による医療費の増大、またそれを支える生産年齢人口の減少に対応し、県民の医療費の負担が将来的に過大とならず、誰もが安心して医療・介護サービスを受けられるよう医療費の伸びの適正化を図るため、第三期計画の評価等を踏まえ、第四期の計画として改定する。

イ 計画の性格

高齢者の医療の確保に関する法律第9条の規定に基づく法定計画であり、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定め、その実現のために施策を展開し、目標の達成を通じて将来的な医療費の伸びの適正化を図っていくものである。

ウ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

エ 計画改定の考え方とポイント

令和5年7月20日に国が改正告示した「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」に基づいて、改定をする。

(ア) 目標項目の追加及び他計画との調和

- ・ 新たに「高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護

予防の推進」や「バイオ後続品の使用割合」、「医療資源の効果的・効率的な活用」「医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進」を取組目標として追加した。

- ・ 県の策定する「神奈川県保健医療計画」、「かながわ健康プラン21」等関連する県計画の取組及び目標と調和を図る。
- (4) 計画の実効性を高める取組の記載
- ・ 医療費適正化の目標達成に向けて、保険者や医療の担い手等の協力を得つつ、県が中心的な役割を果たしていくことやPDCAサイクルを効果的に回していくことを明記した。
 - ・ 保険者協議会が必置化されたことにより、県計画の作成及び実績評価への関与、協議及び意見の提出など、計画への関わりが強化された。

(3) 改定案の概要

ア 神奈川県医療費適正化計画改定の趣旨

- (ア) 神奈川県医療費適正化計画の改定の背景
- a 国における医療制度改革の動向
 - b 神奈川県医療費適正化計画の改定の背景
- (イ) 計画の基本的な考え方
- a 基本理念
 - b 計画の位置付け
 - c データ分析による評価・改善
 - d 関連する計画等
- (ウ) 計画の期間

イ 神奈川県の医療費を巡る状況

- (ア) 現状と課題
- a 医療費等の動向
 - (a) 神奈川県の医療費
 - ・ 人口・高齢化等の状況
 - ・ 医療費等の状況
 - (b) 生活習慣病の状況
 - ・ 生活習慣病の医療費の推移(全国、県)構成比
 - ・ 年齢階級別
 - ・ 特定健康診査の受診回数別の医療費状況
 - ・ 生活習慣病の総患者数
 - b 課題

ウ 医療費の見込みと計画の目標

(ア) 医療費の見込み

- a 県民医療費の推計方法
- b 計画策定時の医療費
- c 計画終了時の医療費の見込み
 - (a) 医療費適正化の取組を行う前
 - (b) 医療費適正化の取組を行った後
- d 保険者種別医療費の見込み
- e 市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一人当たり保険料(税)の試算

(イ) 計画の目標

- a 県民の健康の保持の推進に関する目標
 - (a) 特定健康診査・特定保健指導の実施率・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群（特定保健指導対象者）の減少率
 - (b) 生活習慣病等の重症化予防
 - (c) たばこ対策
 - (d) がん検診
 - (e) 予防接種
 - (f) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
 - (g) 歯科保健
 - (h) 未病対策
- b 医療の効率的な提供の推進に関する目標
 - (a) 後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合
 - (b) 医薬品の適正使用の推進
 - (c) 適正受診の促進
 - (d) 医療資源の効果的・効率的な活用
 - (e) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進

エ 計画の推進体制・役割

(ア) 計画の推進体制・役割

- a 計画の推進体制
- b 関係機関及び団体等の役割
 - (a) 県
 - (b) 県民
 - (c) 国

- (d) 市町村
- (e) 保険者等
- (f) 医療機関・医療関係者
- (g) 神奈川県医療費検討委員会
- (h) 神奈川県保険者協議会
- (i) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会

オ 施策の展開

- (ア) 県民の健康の保持の推進のための取組
 - a 特定健康診査の推進
 - b 特定保健指導の推進
 - c メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少の推進
 - d 生活習慣病等の重症化予防の推進
 - e たばこ対策の推進
 - f がん検診の推進
 - g 予防接種の推進
 - h 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
 - i 未病対策の推進
 - (a) ライフステージに応じた未病対策
 - (b) 歯科保健対策
 - (c) 認知症未病対策
- (イ) 医療の効率的な提供の推進のための取組
 - a 病床機能の分化及び連携
 - (a) 病床機能の分化及び連携
 - (b) 疾病別の医療連携体制の構築
 - (c) 事業別の医療体制の整備・充実
 - (d) 地域医療連携
 - b 地域包括ケアシステムの推進
 - c 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進
 - d 医薬品の適正使用の推進
 - e 適正な受診の促進等の取組
 - f 医療資源の効果的・効率的な活用
 - g 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進

カ 評価

- (ア) 計画の評価
 - a 評価等

- (a) 進捗状況の公表
- (b) 進捗状況に関する調査及び分析(暫定評価)
- (c) 実績の評価
- (d) 計画期間中の見直し及び次期計画への反映
- b 評価方法
- c 県が提供するデータの市町村における活用

(4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和5年12月20日～令和6年1月19日

イ 意見募集方式

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 23件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 計画改定趣旨に関する事	2
b 医療費を巡る状況に関する事	2
c 医療費の見込みと計画の目標に関する事	3
d 計画の推進体制・役割に関する事	0
e 施策の展開に関する事	15
f 評価に関する事	1
計	23件

オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 計画案に反映するもの(一部反映も含む)	15
(イ) 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの	1
(ウ) 今後の取組の参考とするもの	7
(エ) 反映できないもの	0
計	23件

カ 主な意見

(ア) 計画案に反映した意見

- ・ 医療費の見込みについては、入院・入院外それぞれ算出したものを記載すべきではないか。

(イ) 意見の趣旨が既に素案に盛り込まれている意見

- ・ 医療・介護の連携、多職種連携にもICTは重要なので、その文言も追加してはどうか。

(ウ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）希望シールの配布については、保険証の廃止が予定されている現状において用途が限られてくるため、今後は別の事業を希望する。

(5) 改定素案からの主な変更点

- ・ 国の医療費推計ツール修正に伴い、令和6年度から令和11年度の医療費の見込み額を修正した。
- ・ 医療費を巡る動向及び医療費の見込みに「入院」「入院外」の視点での分析を追記した。
- ・ 「神奈川県保健医療計画」及び「かながわ健康プラン21」など他計画の修正に合わせて、関連する取組等を修正した。
- ・ 巻末に「資料編」を追加し、本文中の図やグラフの元データを表として掲載した。

(6) 今後のスケジュール

令和6年3月 計画の改定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料7 第四期神奈川県医療費適正化計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）【概要版】（案）
- ・ 参考資料8 神奈川県医療費適正化計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）（改定案）

6 「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定案について

令和2年12月に策定した「神奈川県国民健康保険運営方針（令和3年度から令和5年度）」について、対象期間が満了することから、令和6年3月に改定を予定しており、今般、方針の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和3年度及び令和4年度 国民健康保険協議会（計10回開催）
令和5年5月 令和5年度第1回国民健康保険協議会
8月 令和5年度第2回国民健康保険協議会
9月 令和5年度第3回国民健康保険協議会
第3回定例会厚生常任委員会に改定骨子案報告
令和5年度第4回国民健康保険協議会
11月 令和5年度第1回神奈川県国民健康保険運営協議会
国民健康保険法に基づく市町村への意見照会
（医療費適正化計画等に関連する内容を除く。）
令和5年度第5回国民健康保険協議会
令和5年度第6回国民健康保険協議会
12月 第3回定例会厚生常任委員会に改定素案報告
令和5年度第7回国民健康保険協議会
令和6年2月 令和5年度第8回国民健康保険協議会
国民健康保険法に基づく市町村への意見照会
（医療費適正化計画等に関連する内容を含む。）

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

国民健康保険法第82条の2の規定に基づき定めた神奈川県国民健康保険運営方針（令和3年度から令和5年度）に基づく国民健康保険事業の運営状況等を踏まえ、方針を改定する。

イ 方針の性格

平成30年度の制度改正により、都道府県が国保事業の財政運営の責任主体となったことに伴い、県と市町村が共通認識の下で財政運営を行うとともに、各市町村が行う事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定めるものである。

ウ 対象期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（3年で中間見直し）とする。

エ 方針改定の考え方とポイント

令和5年6月に国が改定した「都道府県国民健康保険運営方針策定

要領」を踏まえ、県の策定する「神奈川県医療費適正化計画」等関連する県計画との調和を図りながら、改定する。

- ・ 制度改正後の国民健康保険事業の運営が概ね順調に実施されていることを踏まえ、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、更なる事業の広域化や効率化、保険料水準の統一や医療費適正化を推進
特に、保険料水準の統一については、統一に向けた具体的なロードマップを明記
- ・ 医療費適正化計画等との整合性の観点を踏まえ、国民健康保険法が改正され、「おおむね6年」ごとに方針を定めるものとされたことから、対象期間を6年（3年で中間見直し）として方針を策定
- ・ また、上記法改正において、これまで任意記載事項とされていた「医療費の適正化の取組に関する事項」と「市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項」が必須記載事項化

(3) 改定方針の案

ア 基本的な事項

- (ア) 策定の目的
- (イ) 策定のプロセス
- (ウ) 対象期間

イ 国保医療費及び財政の見通し

- (ア) 国保被保険者数の動向
- (イ) 国保医療費の動向
- (ウ) 国保医療費の将来見通し
- (エ) 財政収支の状況
- (オ) 国保財政の将来見通し
- (カ) 赤字の削減・解消
- (キ) 財政安定化基金の運用

ウ 保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化

- (ア) 保険料（税）賦課の状況
- (イ) 保険料水準の統一に向けた取組
- (ウ) 納付金の算定方法
- (エ) 標準的な保険料（税）の算定方法

エ 保険料（税）の徴収の適正な実施

- (ア) 保険料（税）徴収の状況
- (イ) 収納率目標の設定
- (ウ) 収納率向上に向けた取組の推進

オ 保険給付の適正な実施

- (ア) 保険給付の適正化の状況
- (イ) 保険給付の適正化に向けた取組の推進

カ 医療費適正化に関する取組

- (ア) 特定健診受診率向上に関する取組
- (イ) 特定保健指導実施率向上に関する取組
- (ウ) 糖尿病対策に関する取組
- (エ) 後発医薬品の使用促進に関する取組
- (オ) 被保険者の適正受診に関する取組
- (カ) 地域包括ケアに推進に関する取組

キ 国保事務の広域的及び効率的な運営の推進

- (ア) 市町村事務処理標準の設定
- (イ) 共同事務処理の推進

ク 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- (ア) 保健医療サービス・福祉サービス等との連携
- (イ) 県が定める各種計画との整合性

ケ 県・市町村・国保連間の連絡調整

- (ア) 連携会議（国民健康保険協議会）の開催
- (イ) 方針の見直し

(4) 改定素案からの主な変更点

改定素案に対する神奈川県国民健康保険運営協議会委員からの意見を踏まえ、医療費適正化に関する取組の項目において、次の2点を反映させた。

- ア 本県の国民健康保険における特定健康診査の受診と医療費の状況に関する内容の追記
- イ 特定保健指導の見直しにおけるアウトカム評価の導入等に関する内容の追記

(5) 今後のスケジュール

令和6年3月 神奈川県国民健康保険運営協議会へ諮問・答申
方針の改定

<別添参考資料>

- ・参考資料9 「神奈川県国民健康保険運営方針（令和6年度～令和11年度）」（改定案）

7 「かながわ健康プラン21」の改定案について

平成25年3月に策定した「かながわ健康プラン21（第2次）」（平成25年度～令和5年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和5年9月	第3回定例会厚生常任委員会に改定骨子案を報告
10月	かながわ健康プラン21目標評価部会に意見聴取
12月	第3回定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
令和5年12月 ～令和6年1月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
令和6年1月 2月	かながわ健康プラン21目標評価部会に意見聴取 かながわ健康プラン21目標評価部会を開催 生活習慣病対策委員会を開催

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県の健康増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「かながわ健康プラン21（第2次）」を改定する。

イ 計画の性格

健康増進法第8条に基づく都道府県健康増進計画である。

ウ 計画期間

令和6年度から令和17年度までの12年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定の考え方とポイント

これまでのかながわ健康プラン21の構成を踏襲しつつ、国の基本方針（「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」通称「健康日本21」）等に基づき、次の事項を踏まえて改定する。

- ・ 健康日本21（第三次）の基本的な方向に位置づけられた、「社会環境の質の向上」及び「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」を項目として追加
- ・ かながわ健康プラン21（第2次）の最終評価では、女性の健康寿命の延びが低いという結果になったため、かながわ健康プラン21（第3次）においては、女性の健康づくりに向けた取組みを強化
- ・ 県の関連計画（かながわグランドデザイン、医療費適正化計画、がん対策推進計画、歯及び口腔の健康づくり推進計画、食育推進計画等）との整合

(3) 改定案の概要

ア はじめに

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画の位置づけ
- (ウ) 関連する計画等との整合性
- (エ) 計画改定の基本的な考え方
- (オ) 計画の期間

イ 神奈川県に関する現状

- (ア) 人口
- (イ) 高齢化率
- (ウ) 平均寿命
- (エ) 死亡

ウ 「かながわ健康プラン21（第3次）」の目標

- (ア) 「かながわ健康プラン21（第3次）」の目指す姿
- (イ) 基本的な方向
- (ウ) 具体的な目標
 - a 「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」
 - b 個人の行動と健康状態の改善
 - (a) 生活習慣の改善
 - ・ 栄養・食生活
 - ・ 身体活動・運動
 - ・ 休養・睡眠
 - ・ 飲酒
 - ・ 喫煙
 - ・ 歯・口腔の健康
 - (b) 生活習慣病対策
 - ・ がん
 - ・ 循環器病
 - ・ 糖尿病
 - ・ COPD
 - ・ 健診等
 - (c) 生活機能の維持・向上
 - c 社会環境の質の向上
 - (a) 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上
 - (b) 自然に健康になれる環境づくり
 - (c) 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備
 - d ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
 - (a) こども

- (b) 高齢者
- (c) 女性
- e 個人の取組目標

エ 推進体制

- (ア) 関係機関・団体等の役割
- (イ) 計画の推進体制

オ 評価

(4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和5年12月20日～令和6年1月19日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

- (ア) 意見件数 37件
- (イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 計画の策定に関すること	0
b 神奈川県健康の現状に関すること	2
c 目標及び施策の方向に関すること	23
d 推進体制・評価に関すること	1
e コラムに関すること	3
f その他(感想や質問等)	8
計	37件

オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	17
(イ) 新たな計画案には反映していませんが、御意見の趣旨を既に計画案に盛り込んでいます。	8
(ウ) 今後の施策運営の参考とします。	10
(エ) 反映できません。	0
(オ) その他(感想や質問等)	2
計	37件

カ 主な意見

- (ア) 新たな計画案に反映した意見

- ・ フレイル対策の考え方（できるだけ早期に衰えに気づき、対策を始めること）は非常に重要なため、フレイルに係る記載を増やした方が良い。
 - ・ オーラルフレイルが重症化すると口腔機能が低下し低栄養になり、加齢に加えてサルコペニアになる速度を加速させることを記載すべき。
- (イ) 新たな計画案には反映していないが、意見の趣旨を既に計画案に盛り込んでいるもの
- ・ 女性に特有の健康課題に取り組むことを掲げたことは意味のあることだと思う。特に若年女性の痩せは将来の妊娠出産に重大な影響があるので、若年女性にしっかりと届く啓発活動を行ってもらいたい。
 - ・ 地域で推進員として活動しています。こういった活動が推進員一人ひとりのレベルアップにもなっている。主食主菜副菜と揃った食事のあり方が、未病にも繋がる、塩分量の確認になるなど大事なので進めていくのが良い。
- (ウ) 今後の施策運営の参考とする意見
- ・ 女性の飲酒喫煙は詳細説明が必要。職場、家庭、学生、子供達、様々な場所や対象に問題提起し周知してもらいたい。
 - ・ “健康づくり8か条”の取り組みについて、親も含めて、こどもたちが身につけることのできるような、具体的で実践的な取り組みをお願いしたい。
- (エ) その他（感想や質問等）
- ・ 睡眠時間全国最下位の理由が知りたい。

(5) 改定素案からの主な変更点

- ・ パブリック・コメント及びかながわ健康プラン2 1 目標評価部会の意見を反映した。
- ・ 『「かながわ健康プラン2 1（第3次）」の目標』に、新たに令和5年度の調査結果を踏まえた目標値を記載した。

(6) 今後のスケジュール

令和6年3月 計画の改定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料 10 かながわ健康プラン2 1（第3次）【概要版】（案）（令和6年度から令和17年度まで）
- ・ 参考資料 11 「かながわ健康プラン2 1（第3次）」（案）（令和6年度から令和17年度まで）

8 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」の改定案について

平成 25 年 3 月に策定した「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」（平成 25 年度～令和 5 年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和 5 年 9 月	第 3 回定例会厚生常任委員会に改定骨子を報告
11 月	神奈川県歯科保健医療推進協議会計画評価・策定部会に意見聴取
12 月	第 3 回定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
令和 5 年 12 月 ～令和 6 年 1 月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
令和 6 年 2 月	神奈川県歯科保健医療推進協議会計画評価・策定部会を開催 神奈川県歯科保健医療推進協議会を開催

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県の歯科保健施策を総合的かつ計画的に推進するため、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」を改定する。

イ 計画の性格

- ・ 歯科口腔保健の推進に関する法律第 13 条に基づく、歯科口腔保健施策の総合的な実施のための計画である。
- ・ 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例第 11 条に基づく、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である。

ウ 計画期間

令和 6 年度から令和 17 年度までの 12 年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 改定の考え方とポイント

(ア) 基本方針

a 「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」

歯及び口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を果たすことを踏まえ、歯及び口腔の健康づくりを通じて、「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を実現する。

b 県民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりの推進

歯及び口腔の健康づくりは、未病改善につながるものとして、県

民自らがその意義を自覚して取り組むものであるという基本理念のもと、県民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりを推進する。

(イ) 追加する内容

- ・ 条例改正を踏まえ、「感染症対策」及び「大規模災害時の歯科口腔保健」の項目を追加する。
- ・ ライフコースアプローチの観点を踏まえ、県民の適切な歯科保健行動（健口かながわ5か条）へ、特に気を付けるべき3つのステージ（妊婦、こども、高齢者）を追加する。
- ・ フッ化物洗口等フッ化物応用によるむし歯対策に関する記載を追加する。

(3) 改定案の概要

ア 計画の改定にあたって

(ア) 経緯

(イ) 計画の目的

(ウ) 計画の期間

(エ) 計画の位置づけ

(オ) 計画の基本的な方針

- a 歯及び口腔に関する健康格差の縮小
- b 歯及び口腔疾患対策
- c 口腔機能の獲得・維持・向上
- d 障がい児者及び要介護者の歯と口腔の健康づくりの推進
- e 歯と口腔の健康づくりを推進するための社会環境の整備

(カ) 「政策のマネジメント・サイクル」について

イ 目標及び施策の方向

(ア) 基本的な方針に対する目標及び施策の方向

- a 歯及び口腔に関する健康格差の縮小における目標等
- b 歯及び口腔疾患対策における目標等
- c 口腔機能の獲得・維持・向上における目標等
- d 障がい児者及び要介護者の歯及び口腔の健康づくりの推進における目標等
- e 歯及び口腔の健康づくりを推進するための社会環境の整備における目標等

(イ) 県民の行動目標

ウ 歯科保健医療サービス提供のための環境整備に係る施策の方向

(ア) 普及啓発

- a 8020運動
- b オーラルフレイル対策
- c 歯科検診受診

- d フッ化物応用等
- e 口腔機能の健全な育成及び維持・向上
- f 県民主体の活動との連動
- g その他
- (イ) 歯と口腔の健康づくりに関する調査及び研究
- (ウ) 歯科保健医療情報の収集及び提供
 - a 歯科保健に関するデータベースの充実
 - b 歯科保健医療情報の収集及び発信
- (エ) 歯科保健医療提供体制の充実
 - a 全身疾患に係る歯科と医科との連携の推進
 - b 周術期歯科保健
 - c 感染症対策
- (オ) 人材の育成
 - a 歯科専門職、保健・医療・福祉関係者、教育関係者等
 - b 歯と口腔の健康づくりボランティア
- (カ) 県及び政令市・市町村等との連携体制の強化
- (キ) 大規模災害時の歯科口腔保健

エ 計画の推進

- (ア) 計画推進体制
- (イ) 関係機関・団体等の役割
- (ウ) 指標

(4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和5年12月20日～令和6年1月19日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。）、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

- (ア) 意見件数 59件
- (イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 計画の策定に関する事	2
b 目標及び施策の方向に関する事	44
c 歯科保健医療サービス提供のための環境整備に係る施策の方向に関する事	11

d 計画の推進に関すること	0
e その他（感想や質問等）	2
計	59件

オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	23
(イ) 新たな計画案には反映していませんが、御意見の趣旨を既に計画案に盛り込んでいます。	14
(ウ) 今後の施策運営の参考とします。	21
(エ) 反映できません。	0
(オ) その他（感想や質問等）	1
計	59件

カ 主な意見

- (ア) 新たな計画案に反映した意見
- 定期的な歯科検診の受診を推進するために、市町村が実施する成人歯科検診は有効だと思うが「検診の受診率向上に取り組む」ということも、計画に記載すべきではないか。
 - 各機関の役割が記載されているが、オーラルフレイル健口推進員の役割について、わかりやすく記載してほしい。
 - 生涯を通じた口腔機能の維持・向上を図るために「オーラルフレイル」について認知度を高め、「健口体操」や「嚙ミング30」等のオーラルフレイル対策の定着が必要であることを記載すべきではないか。
- (イ) 新たな計画案には反映していないが、意見の趣旨を既に計画案に盛り込んでいるもの
- フッ化物応用はむし歯予防に効果があり、特に乳幼児期、学齢期に実施すると、成人期になってもむし歯予防効果が持続することからむし歯対策には有効である。
 - オーラルフレイル該当者の増加が予想されるため、オーラルフレイルに対応できる医療機関数を増やす必要がある。
- (ウ) 今後の施策運営の参考とする意見
- フッ素を使用した虫歯予防ではなく、食生活（砂糖）のコントロールや歯みがき習慣の定着、上手な歯みがきの仕方を指導することで、むし歯や歯周病の予防を目指すべきと考える。
 - 歯周病は糖尿病や心臓病等の他にも、妊産婦では早産や低出生体重児との関連があるという報告もあるので、全身の健康のためにも歯周病の対策や治療は大切。
 - オーラルフレイルの認知度を上げる必要があることから、目標値の設定をしてはどうか。

(エ) その他（感想や質問等）

- ・ 口腔の健康づくりが未病改善につながるのとこと、食事バランスの大切さと共に、おいしく食べるにはお口の健康も大切であると思った。

(5) 改定素案からの主な変更点

- ・ パブリック・コメント並びに神奈川県歯科保健医療推進協議会及び同協議会計画評価・策定部会の意見を反映した。

(6) 今後のスケジュール

令和6年3月 計画の改定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料 12 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画（第2次）
～健口かながわ推進計画～ 【概要版】（案）
（令和6年度から令和17年度まで）
- ・ 参考資料 13 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画（改定案）
～健口かながわ推進計画～
（令和6年度から令和17年度まで）

9 「神奈川県がん対策推進計画」の改定案について

平成 30 年 3 月に策定した「神奈川県がん対策推進計画」（平成 30 年度～令和 5 年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和 5 年 9 月 第 3 回定例会厚生常任委員会に改定骨子を報告
- 11 月 がん対策推進審議会を開催
- 12 月 第 3 回定例会厚生常任委員会に改定素案の報告
- 令和 5 年 12 月 改定素案に対するパブリック・コメントの実施
- ～令和 6 年 1 月
- 令和 6 年 2 月 がん対策推進審議会を開催

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県のがん対策を総合的、計画的に推進するために「神奈川県がん対策推進計画」を改定する。

イ 計画の性格

「がん対策基本法」に基づく都道府県がん対策推進計画である。

ウ 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 改定の考え方とポイント

(ア) 全体目標

誰一人取り残さないがん対策を推進し、県民一人ひとりが、がんについて正しく理解することで偏見をなくすとともに、がんと向き合い、支え合うことができる社会を構築し、全ての県民とがんの克服を目指す。

(イ) 施策展開について

- ・ 国のがん対策推進基本計画（令和 5 年 3 月）との整合。
- ・ 県の関連計画（神奈川県保健医療計画（第 8 次）、かながわ健康プラン 21（第 3 次）、神奈川県医療費適正化計画、神奈川県肝炎対策推進計画、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画、かながわ自殺対策計画、かながわ高齢者保健福祉計画、神奈川県感染症予防計画）、国の施策（「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和 5 年 3 月閣議決定））等との調和。

(3) 改定案の概要

第1章 はじめに

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の対象区域

第2章 計画改定の背景

- 1 がんを取り巻く現状と課題
 - (1) 神奈川県的人口
 - (2) 神奈川県のがん罹患数と罹患率の推移
 - (3) 神奈川県のがん生存率の状況
 - (4) 神奈川県のがんによる死亡の状況
 - (5) 神奈川県のがん検診受診状況
 - (6) がんに必要な医療費の状況
- 2 がん対策推進計画（平成30年度～令和5年度）の分析・評価

第3章 取組の方向性

- 1 全体目標
- 2 分野別の目標
- 3 施策体系

第4章 施策展開

- 1 がんの未病改善
 - (1) 1次予防
 - ① 未病を改善する取組の推進
 - ② たばこ対策の推進
 - ③ 感染症対策の推進
 - (2) 2次予防
 - ① がん検診の受診促進
 - ② がん検診の精度向上
- 2 患者目線に立ったがん医療の提供
 - (1) がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療提供体制等
 - ① 県立がんセンターにおける取組
 - ② 県がん診療連携協議会の役割
 - ③ 医療提供体制の均てん化・集約化
 - ④ がんゲノム医療の提供
 - ⑤ チーム医療の推進
 - ⑥ 医科歯科連携の推進
 - ⑦ がんのリハビリテーション
 - ⑧ 支持療法の推進

- ⑨ 緩和ケアの提供
- ⑩ 妊孕性温存療法
- (2) 希少がん・難治性がん対策
- (3) 小児及びAYA世代のがん対策
- (4) 高齢者のがん対策
- (5) がん登録の推進
- 3 それぞれの立場で進めるがんとの共生
 - (1) がん患者及びその家族等への支援
 - ① 相談支援
 - ② 情報提供
 - ③ がん患者団体・ピアサポーター等との連携
 - (2) 就労を含めた社会的な問題への対策
 - ① 就労支援
 - ② アピアランスケア
 - ③ がん患者の自殺対策
 - (3) ライフステージに応じた支援
 - ① 小児・AYA世代への支援
 - ② 高齢者への支援
 - (4) 緩和ケアの人材育成・普及啓発
 - ① 緩和ケアの人材育成
 - ② 在宅緩和ケア・地域包括ケアの推進
 - ③ 緩和ケアの普及啓発
 - (5) がんに対する理解の促進
 - ① がん教育の推進
 - ② がんに関する知識の普及啓発

第5章 推進体制及び進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 計画の目標値等

(4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和5年12月14日～令和6年1月13日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 66 件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 計画改定の趣旨、取組の方向性	5
b がんの未病改善	21
c 患者目線に立ったがん医療の提供	9
d それぞれの立場で進めるがんとの共生	23
e 推進体制及び進行管理	2
f その他	6
計	66件

オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな計画案に反映したもの	4
(イ) 新たな計画案には反映していないが、意見の趣旨を既に計画案に盛り込んでいるもの	21
(ウ) 今後の政策運営の参考とするもの	36
(エ) 反映できないもの	3
(オ) その他（感想や質問等、(ア)～(エ)に該当しないもの）	2
計	66件

カ 主な意見

(ア) 新たな計画案に反映したもの

- ・ 全体目標を、国と同じような表現にしてほしい。
- ・ 全体目標の説明の中で、「仕事の継続」だけが強調されていると感じるため、見直してほしい。
- ・ アピアランスケアについて、がん患者団体・ピアサポーター等を活用することを記載してほしい。
- ・ 希少がん・難治性がん対策の施策として、治験の情報提供を追加してほしい。

(イ) 新たな計画案には反映していないが、意見の趣旨を既に計画案に盛り込んでいるもの

- ・ 県がん診療連携協議会に患者委員を参加させてほしい。
- ・ 就労支援について、がん患者団体・ピアサポーター等を活用す

ることを記載してほしい。

(ウ) 今後の政策運営の参考とするもの

- ・ HPVワクチン接種の推奨及びピロリ菌検査については、学校では直接関わらないようにしてほしい。
- ・ 就労支援の施策として、労災保険制度についての情報提供を追加してほしい。

(エ) 反映できない意見

- ・ 緩和ケアの記載が「患者目線に立ったがん医療の提供」と「それぞれの立場で進めるがんとの共生」の2カ所に分かれているが、1カ所にまとめた方がいいのではないか。

(オ) その他（感想や質問等、(ア)～(エ)に該当しないもの）

- ・ 死因の多くを占めるがんについて、身近に感じることができるようになっているため、よいと思う。

(5) 改定素案からの主な変更点

- ・ 第3章 1「全体目標」を国の第4期がん対策基本計画の全体目標を参考に、「誰一人取り残さないがん対策を推進し」「全ての県民とがんの克服を目指す」の文言を追記した。
- ・ 第3章 1「全体目標」の説明の中で、がんとの共存の例として、仕事の継続だけを取り上げた部分を削除した。
- ・ 第4章 1「③感染症対策の推進」の【課題】に、子宮頸がんワクチンに新たに追加された9価ワクチンの有効性について追記した。
- ・ 第4章 1「③感染症対策の推進」の「胃がんとピロリ菌に関する理解促進」の施策を、より積極的に推進する内容に変更した。
- ・ 第4章 2（2）希少がん・難治性がん対策の施策「希少がん及び難治性がんに関する相談支援・情報提供」の中に、治験情報も含めることを追記した。
- ・ 第4章 3（2）②「アピアランスケアに関する取組」の施策の中に、ピアサポーターや患者団体等を活用する内容を追記した。
- ・ 第5章「推進体制及び進行管理」に、がん対策の推進にあたり、医療従事者の「働き方改革」にも十分留意することを追記した。

(6) 今後のスケジュール

令和6年3月 計画の改定

<別添参考資料>

参考資料14 神奈川県がん対策推進計画（令和6～11年度）

【概要版】（案）

参考資料15 神奈川県がん対策推進計画（案）（令和6（2024）年度～
令和11（2029）年度）

10 「神奈川県循環器病対策推進計画」の改定案について

令和4年3月に策定した「神奈川県循環器病対策推進計画」（令和4年度～5年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和5年 9月 第3回定例会厚生常任委員会に改定骨子を報告
- 11月 循環器病対策推進協議会を開催
- 12月 第3回定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
- 令和5年12月 改定素案に対するパブリック・コメントの実施
- ～令和6年1月
- 令和6年 2月 循環器病対策推進協議会を開催

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県の循環器病対策を総合的、計画的に推進するために「神奈川県循環器病対策推進計画」を改定する。

イ 計画の性格

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づく都道府県循環器病対策推進計画である。

ウ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ 国の循環器病対策推進基本計画（令和5年3月）との整合。
- ・ 県の関連計画（神奈川県保健医療計画（第8次）、かながわ健康プラン21（第3次）、神奈川県がん対策推進計画、神奈川県医療費適正化計画、かながわ高齢者保健福祉計画、神奈川県感染症予防計画）、国の施策（「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月閣議決定）、「腎疾患対策検討会報告書（平成30年）」）等との調和。

(3) 改定案の概要

第1章 基本的事項

第1節 計画改定の趣旨

第2節 計画期間

第3節 関連する計画等

第2章 全体目標

第3章 本県の保健医療の現状

第1節 高齢化の進展

第2節 平均寿命と健康寿命

第3節 死亡原因における循環器病の割合

第4節 循環器病の死亡率

第1項 脳血管疾患年齢調整死亡率

第2項 心疾患年齢調整死亡率

第5節 介護が必要になった原因の構成割合（全国の状況）

第4章 個別施策

第1節 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等

第1項 未病改善や正しい知識の普及啓発

第2項 健診の普及や取組の推進

第2節 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

第1項 循環器病の救急搬送体制の整備

第2項 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築

第3項 リハビリテーション等の取組

第4項 循環器病の後遺症を有する者等に対する支援

第5項 循環器病の緩和ケア

第6項 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援

第7項 治療と仕事の両立支援・就労支援

第8項 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

第9項 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

第3節 循環器病の研究推進

第1項 現状と課題

第2項 取り組むべき施策

(4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和5年12月14日～令和6年1月13日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 10件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 計画改定の趣旨等	0
b 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等	2
c 循環器病の救急搬送体制の整備	0
d 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築	0
e リハビリテーション等の取組	1
f 循環器病の後遺症を有する者等に対する支援	0
g 循環器病の緩和ケア	1
h 社会連携に基づく循環器病対策器病患者支援	0
i 治療と仕事の両立支援・就労支援	1
j 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策	0
k 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援	1
l 循環器病の研究推進	0
m その他	4
計	10件

オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな計画案に反映したもの	1
(イ) 新たな計画案には反映していないが、意見の趣旨を既に計画案に盛り込んでいるもの	6
(ウ) 今後の政策運営の参考とするもの	2
(エ) 反映できないもの	0
(オ) その他(感想や質問等、(ア)～(エ)に該当しないもの)	1
計	10件

カ 主な意見

(ア) 新たな計画案に反映したもの

- ・ 循環器病発症の要因に、悪性腫瘍の既往や治療後を付け加えてほしい。

(イ) 新たな計画案には反映していないが、意見の趣旨を既に計画案に盛り込んでいるもの

- ・ 治療と仕事の両立支援を進めてほしい。
- ・ 県民が知らないことが多いため、普及啓発を進めてほしい。
- ・ 循環器病という名称がわかりにくい。
- ・ 心血管疾患リハビリテーションを知らなかったが、重要であるので、もっと広めてほしい。
- ・ 循環器系の病気は誰もがなる可能性があり、高齢社会で患者も増加していくことが予測されるため、先を見越した対応が必要である。
- ・ 循環器病対策は始まったばかりであり、今後充実を図っていく必要がある。特にがんに比べて、循環器病は関心が薄いと感ずるので、予防や症状について周知が必要である。

(ウ) 今後の政策運営の参考とするもの

- ・ 循環器病の緩和ケアに、重篤な心不全に対して植込型人工心臓が適用となったことと、それをふまえ、患者・ケアギバーを支える多職種チームの必要性も生じていることを記載してほしい。
- ・ 特定健康診査における心電図検査は市町村によって、基本項目（必須項目）、詳細項目（任意項目）でばらつきがあるため、必須項目になるよう、市区町村への働きかけや国に対して要望等を行ってほしい。

(エ) その他（感想や質問等、オ(ア)～(エ)に該当しないもの）

- ・ 循環器病による死亡が多いことを知らなかったため、しっかり取組を行ってほしい。

(5) 改定素案からの主な変更点

- ・ 第4章第1節第1項「未病改善や正しい知識の普及啓発」の現状と課題の循環器病発症の要因に、悪性腫瘍の既往や治療後を追記した。
- ・ 第4章第1節第2項「健診の普及や取組の推進」の取り組むべき施策に、市町村に対して、特定健診データを活用したハイリスク者に受診勧奨を促す取組の働きかけ及び心不全の予防のため、早期発見に重要な基準になる血液検査「NT-proBNP/BNP」の普及啓発の取組

を追加した。

- ・ データの時点更新等の修正をした。

(6) 今後のスケジュール

令和6年3月 計画の改定

<別添参考資料>

参考資料16 神奈川県循環器病対策推進計画（令和6～11年度）【概要版】（案）

参考資料17 神奈川県循環器病対策推進計画（案）（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）

11 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の改定案について

令和3年3月に策定した「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和3年度～令和5年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和5年9月 第3回定例会厚生常任委員会に改定骨子を報告
- 11月 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会、精神保健福祉審議会を開催
- 12月 第3回定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
- 令和5年12月 改定素案に対するパブリック・コメントの実施
- ～令和6月1月
- 令和6年1月 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会、精神保健福祉審議会を開催
- ～2月

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県のギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に進めていくために「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を改定する。

イ 計画の性格

ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」である。

ウ 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 改定の考え方とポイント

(ア) 基本理念

ギャンブル等依存症の発症・進行・再発防止、回復に向けた切れ目ない支援の充実を図り、県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

(イ) 全体目標

新たに数値目標を設定する。

(ウ) 施策展開

オンラインカジノ等、ギャンブル等依存症をめぐる新たな課題への対応を図る。

(3) 改定案の概要

第1章 はじめに

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の対象
- 5 ギャンブル等依存症について

第2章 計画改定の背景

- 1 ギャンブル等の状況
- 2 ギャンブル等依存症が疑われる人の推計数
- 3 ギャンブル等依存症に関する取組状況
- 4 ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況
- 5 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(第1期)の分析・評価

第3章 取組の方向性

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針
- 3 全体目標
- 4 施策体系

第4章 施策展開

- 1 発症の防止
 - (1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識と理解の促進
 - ア 広く県民に対する正しい知識の普及と理解の促進
 - イ 特に若年層を対象とした発症の防止
 - ウ 関係機関との連携体制の強化
 - (2) こころの健康づくり
 - ア 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - イ 地域におけるこころの健康づくりの推進
 - ウ 学校におけるこころの健康づくりの推進
 - エ 心のサポーター養成事業の推進
 - (3) ギャンブル等の不適切な誘引防止
 - ア 事業者等への配慮要請
 - イ 関係機関との連携体制の強化
- 2 進行の防止
 - (1) 相談支援体制の充実・強化
 - ア 相談支援体制の強化
 - イ ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題に係る相談支援
 - ウ 相談支援対応の人材育成
 - エ 家族等に対する支援の充実

- オ 職域における支援の促進
- (2) 治療支援体制の充実
 - ア 医療提供体制の充実
 - イ 医療の質の向上
 - ウ 関係機関との連携体制の強化
- 3 回復及び再発防止に向けた支援
 - (1) 回復及び社会復帰支援
 - ア ギャンブル等依存症からの回復支援・再発防止
 - イ 就労及び復職支援
 - ウ ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援
 - エ 支援者の人材育成
 - オ 関係機関との連携体制の強化
 - (2) 自助グループ・回復支援施設等の活動支援
 - ア 自助グループ・回復支援施設等の周知
 - イ 自助グループ・回復支援施設等に対する支援
- 4 基盤整備
 - (1) 包括的な連携協力体制の整備
 - ア 包括的な連携協力体制の構築
 - (2) 人材の確保
 - ア 人材の確保
 - (3) 調査研究の推進等
 - ア 調査研究の推進等

第5章 推進体制及び進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 計画の目標値

(4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和5年12月14日～令和6年1月13日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 101件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 計画策定の趣旨、基本理念等	17
b 発症の防止	43
c 進行の防止	6
d 回復及び再発防止に向けた支援	21
e 基盤整備	0
f 推進体制及び進行管理	2
g その他	12
計	101 件

オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな計画案に反映したもの	29
(イ) 新たな計画案には反映していないが、意見の趣旨を既に計画案に盛り込んでいるもの	15
(ウ) 今後の施策運営の参考とするもの	18
(エ) 反映できないもの	18
(オ) その他(感想や質問等、(ア)～(エ)に該当しないもの)	21
計	101 件

カ 主な意見

(ア) 新たな計画案に反映した意見

- ・ 「ゲームセンターのスロットマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機」や「証券の信用取引や先物取引市場への投資」、「ゲームにおけるガチャ機能」は「その他の射幸行為」に含まれないのではないか。
- ・ 「自助グループや回復支援施設等」に家族会が含まれることがわかるようにしてほしい。
- ・ 精神保健福祉センター作成の「家族のためのワークブック」を、施策に追加してほしい。
- ・ 専門医療機関や支援者の連絡先を記載してほしい。

(イ) 新たな計画案には反映していないが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいるもの

- ・ オンラインギャンブル、インターネット投票などに対する注意喚起をしっかりとしてほしい。
- ・ 依存症からの回復には、医療機関や医師だけではなく自助グループの協力が必要。

(ウ) 今後の政策運営の参考とするもの

- ・ 民間支援団体による、実体験を交えた講演機会を増やしてほしい。

- ・ 様々な依存症や摂食障害などについて、医療人材の育成や、自助グループの設立を支援してほしい。

(エ) 反映できないもの

- ・ コラムの掲載意図が不明であるため削除すべき。
- ・ 「幼少期や青年期のギャンブル体験は、ギャンブル依存のリスクを高めることが懸念されています。」との記載は、根拠が不明のため削除すべき。

(オ) その他（感想や質問等、(ア)～(エ)に該当しないもの）

- ・ 依存症対策予算の増額、自助グループや回復施設等に対する財政的支援をしてほしい。
- ・ ギャンブルやゲームを生業とする企業等が、専門病院や相談窓口の設置などの依存症対策に予算を取るような法律の制定を願う。

(5) 改定素案からの主な変更点

- ・ 第1章5（1）「ギャンブル等依存症とは」において、「その他射幸行為」の例示から「ゲームセンターのスロットマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引市場への投資等」を削除した。また、「自助グループや回復支援施設等」に当事者団体や家族会が含まれることを追記した。
- ・ 第4章1（1）イ「特に若年層を対象とした発症の防止」において、「ゲームにおけるガチャ機能」がギャンブル等には含まれないことを追記した。
- ・ 第4章2（1）エ「家族等に対する支援の充実」において、「家族のためのワークブック」による情報提供の取組を追加した。
- ・ 資料編に専門医療機関の連絡先を追加するとともに、支援者に関する情報を提供している「かながわ依存症ポータルサイト」の案内を追加した。

(6) 今後のスケジュール

令和6年3月 計画の改定

<別添参考資料>

- 参考資料18 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(令和6～8年度)
【概要版】(案)
- 参考資料19 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(案)(令和6
(2024)年度～令和8(2026)年度)

12 「神奈川県水道ビジョン」の改定案について

平成28年3月に策定した「神奈川県水道ビジョン（平成28年度～令和7年度）」について、神奈川県水道広域化推進プランの内容を反映させるなど、水道の基盤強化に関する取組の充実等を図る改定を行うため、今般、改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和5年12月 第3回定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
- 令和5年12月 改定素案に対するパブリック・コメントを実施
～令和6年1月
- 令和6年1月 神奈川県水道事業広域連携調整会議（県内水道事業者等で構成）を開催
- 令和6年2月 神奈川県水道ビジョン検討会（有識者で構成）を開催

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

県内全域において質の高い水道水を持続的に供給するための取組を引き続き推進するため、「神奈川県水道ビジョン」を改定する。

イ 計画の性格

厚生労働省通知に基づく都道府県水道ビジョンである。

ウ 計画期間

令和6年度から令和17年度までの12年間とする。

エ 対象区域

県内全域とする。

オ 改定の考え方とポイント

(ア) 水道の基盤強化に関する取組の充実

水道の広域化に関する取組として、令和4年度に策定した神奈川県水道広域化推進プランの内容を反映させるとともに、適切な資産管理に関する取組として、中長期的な事業の見通しに基づき、水道施設の管理、更新を計画的に行っていくアセットマネジメントの実施・精度向上・活用を進めることなどを明記し、水道の基盤強化に関する取組の充実を図る。

(イ) 数値目標の設定

県内水道事業者等と共通の認識の下で取組を推進するとともに、その進捗状況を定期的に把握できるよう、新たに数値目標を設定する。

(3) 改定案の概要

ア 県水道ビジョン改定の趣旨

- (ア) 対象地域
- (イ) 計画期間

(ウ) 取組の3つの視点

イ 一般概況

(ア) 地勢

(イ) 人口

(ウ) 産業

a 工業

b 商業

c 農業

d 林業

e 水産業

(エ) 水資源

a 降水量

b 河川水

c 地下水

ウ 水道の現況

(ア) 水道施設数と水道普及率

a 水道事業等の数

b 水道普及率

(イ) 水源の状況

(ウ) 給水量の状況

エ 圏域の区分

(ア) 県東部圏域

a 圏域を構成する水道事業者等

b 圏域の特徴

(イ) 県中部圏域

a 圏域を構成する水道事業者等

b 圏域の特徴

(ウ) 県西部圏域

a 圏域を構成する水道事業者等

b 圏域の特徴

オ 給水量の見通しについて

カ 現状分析と評価、課題の抽出

(ア) 現状分析・評価の方法等

a 分析・評価の視点

b 分析・評価の方法

c 県水道ビジョン中間点検等の公表

(イ) 現状分析・評価

a 水道サービスの持続性は確保されているか（持続可能な水道）

(a) 資産管理

(b) 事業運営

(c) 技術力

(d) 広域連携

- (e) 環境保全・脱炭素
- b 安全な水の供給は保証されているか（安全な水の供給）
 - (a) 水質管理体制
 - (b) 貯水槽水道等の水質管理
- c 危機管理への対応は徹底されているか（強靱な水道）
 - (a) 施設・管路の耐震化
 - (b) 応急給水・応急復旧体制
- (ウ) 課題の整理
 - a 水道サービスの持続性は確保されているか（持続可能な水道）
 - b 安全な水の供給は保証されているか（安全な水の供給）
 - c 危機管理への対応は徹底されているか（強靱な水道）

キ 将来の目標設定と取組の方向性

- (ア) 50年先の水道の理想像
 - a 持続可能な水道
 - b 安全な水の供給
 - c 強靱な水道
- (イ) 計画期間の目標と取組の方向性
 - a 持続可能な水道
 - b 安全な水の供給
 - c 強靱な水道
- (ウ) 取組の方向性
 - a 持続可能な水道
 - (a) 資産管理
 - (b) 事業運営
 - (c) 技術力
 - (d) 広域連携
 - (e) 環境への配慮・脱炭素
 - b 安全な水の供給
 - (a) 水質管理体制
 - (b) 貯水槽水道・小規模水道等の衛生管理
 - c 強靱な水道
 - (a) 施設・管路の耐震化
 - (b) 応急給水・応急復旧体制
 - d 県の役割

ク 策定後の実施体制とフォローアップ

- (ア) 実施体制の構築
- (イ) フォローアップ

(4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和5年12月20日～令和6年1月19日

イ 意見募集方法

県ホームページ、県のたよりへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 16件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 水道ビジョン全体に関するもの	6
b 改定の趣旨に関するもの	0
c 一般概況に関するもの	0
d 水道の現況に関するもの	0
e 圏域の区分に関するもの	0
f 給水量の見通しに関するもの	0
g 将来の目標設定と取組の方向性に関するもの	10
h 策定後の実施体制とフォローアップに関するもの	0
計	16件

オ 意見の反映状況

区 分	件数
(ア) 新たなビジョン案に反映しました。	7
(イ) 新たなビジョン案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	2
(ウ) 今後の施策運営の参考とします。	4
(エ) 反映できません。	0
(オ) その他(感想)	3
計	16件

カ 主な意見

- (ア) 新たなビジョン案に反映した意見
- ・図や表が少なく、レイアウトも見にくい。
 - ・水道事業においてもDXによる対応が求められるので、この点の記載が必要。
- (イ) ビジョン案には反映していないが、既にビジョン案に記載してある意見
- ・多様な広域連携を推進する調整窓口は、県であると考えている。
- (ウ) 今後の施策運営の参考とする意見
- ・ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）等の検査及び

除去等をお願いしたい。

(5) **改定素案からの主な変更点**

- ・写真や図を追加するなど、レイアウトを見直した。
- ・「水道統計」から引用している数値を時点更新した。
- ・取組目標を示す表に現状値を追加した。

(6) **今後のスケジュール**

令和6年3月 ビジョン改定

<別添参考資料>

- ・参考資料20 神奈川県水道ビジョン【概要版】（案）
- ・参考資料21 神奈川県水道ビジョン（改定案）
（令和6年度～令和17年度）

13 平塚合同庁舎への平塚保健福祉事務所の入庁について

平塚保健福祉事務所について、県が再整備する平塚合同庁舎への入庁に向けた調整を進めており、再整備の概要と今後の予定を報告する。

(1) 経過

令和2年11月 庁内の県有地・県有施設利用調整会議にて平塚合同庁舎の施設の方向性（現地建替、集約）が決定

令和5年8月 県有地・県有施設利用調整会議にて平塚保健福祉事務所を再整備後の平塚合同庁舎に集約することが決定

(2) 平塚合同庁舎の再整備について

平塚合同庁舎は、昭和43年の竣工から55年が経過し、老朽化による施設の不具合等が生じているとともに、耐震診断の結果、耐震性が不足していることから建替工事を行う。

ア 現庁舎の概要

(ア) 所在地：平塚市西八幡1-3-1

(イ) 敷地面積：12,929 m²

(ウ) 建築物：本館 RC5階・地下1階 延床面積 7,056 m²
別館・車庫等 延床面積 2,426 m²

(エ) 入庁機関：8機関

(湘南地域県政総合センター、平塚土木事務所、平塚水道営業所、平塚県税事務所、中教育事務所、かながわ労働センター湘南支所、かながわ鳥獣被害対策支援センター、少年相談・保護センター)

イ 事業概要

(ア) 整備方法

現庁舎の敷地において、県直営方式により建て替える。

(イ) 入庁機関

現在の入庁機関に加え、近隣の平塚保健福祉事務所を集約する。

(ウ) 仮設庁舎

近隣の元平塚商業高校の旧校舎を改修し、仮設庁舎として利用する。

※ 平塚保健福祉事務所は仮設庁舎への移転はせず、平塚合同庁舎の完成後に移転となる。

<位置図>



<現在の配置図>



(3) 今後の予定

令和6年2月	第1回定例会に調査設計等の予算議案を提出
令和6～8年度	調査設計・基本設計・実施設計
令和9～11年度	建替工事
令和12年度	供用開始

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
新庁舎	調査設計	基本設計	実施設計	建替工事			◎ 供用開始